

基本目標 1

多様なネットワークの力で 市民のニーズを広く受け 止め解決する体制づくり



「民生委員児童委員の相談活動セミナーの様子」

現状・課題

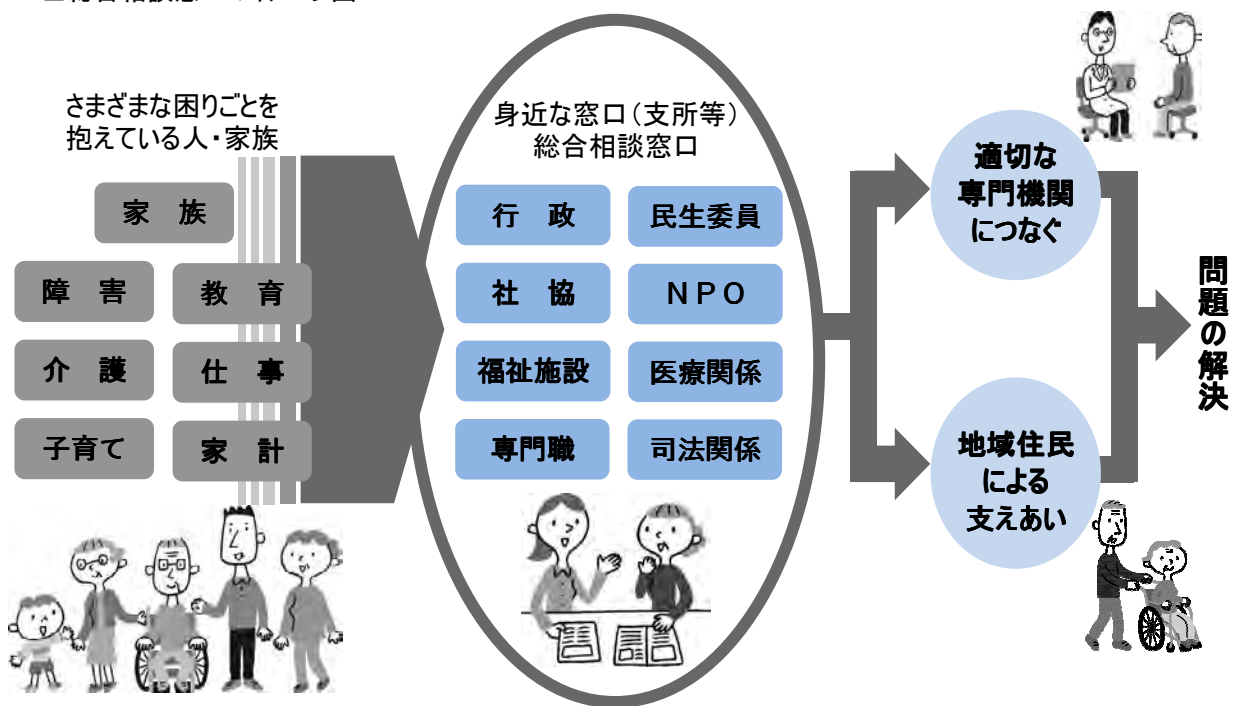
- 福祉関連事業やサービス、制度に関する情報は、市や市社協が提供するものも含めて多種多様であり、市民自ら適切な情報を選択することが難しい場合も少なくありません。また日頃、広報やホームページ、SNS等を見ない人でも、必要な時に情報を得ることができるようなしくみづくりが求められています。
- 困難を抱えた人が相談や支援につながるよう、身近な地域の見守り機能を強化するとともに、専門職が地域に出向き課題やニーズの掘り起こしを進める必要があります。さらに、多様な相談に対し分野を問わず、身近な場所で相談ができる総合相談を定期的を開催できるよう、相談にあたる職員や民生委員児童委員等のスキルアップと地域と専門職、専門職同士などのネットワークの強化が重要となっています。
- 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等は、今後も利用者増が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足している状況にあります。また、生活保護に至る前段階から自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度においては、関係機関が協力し地域資源を活用しながら、支援が必要な人の生活、就労、教育など段階に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

重点項目 1 総合相談窓口の体制整備

高齢者、障害のある人、子育て家庭、悩みを抱えた若者、生活困窮者など、多様で複雑な福祉課題を抱えた人が市内に多くなる中で、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援に的確・迅速につなぐことが重要になっています。

こうした、多様で複雑な相談を、分野を問わず、専門職や地域の皆さんと連携を図りながら、身近な場所で気軽になんでも相談ができる総合相談窓口を定期的を開催できるよう体制の整備を図ります。

■総合相談窓口のイメージ図



■ロードマップ

平成	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	年度
	総合相談窓口の体制整備					
	総合相談窓口設置に向けて協議・検討 (モデル地区による実施・検証)					
					運用開始	

1-1 情報を必要な人に届ける取り組みの充実

地域の困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないように、身近な相談窓口等の情報提供を行います。また、さまざまな媒体を活用し、誰もが必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報を必要な人に届ける取り組みを充実します。

市が取り組むこと

① 福祉情報をよりわかりやすく届けます

より見やすいホームページの作成や、複数ある相談窓口の用途を記載するなど、適切な相談窓口が見つからない、届ける情報が多くなり、ニーズに合致したものが選択しづらいなどの状況にならないよう、誰もがわかりやすい情報提供を行います。

主な事業

- 1)見やすい福祉のホームページの作成
- 2)新たな方法による情報の発信(SNS、アプリ、各種情報誌等の活用)

市社協が取り組むこと

① 本当に必要な人の手元まで福祉情報を届ける工夫をします

普段、福祉情報にふれることがない人でも、困った時や心配ごとが生じた際に、容易に目的の情報や相談窓口につながるよう、ホームページやSNS、広報紙等による情報提供を行います。

主な事業

- 1)ホームページの充実とSNSの活用
- 2)広報紙等の配布と設置場所の工夫
- 3)「困ったときは大津市社協へ」の地域・専門職への周知

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
誰もがわかりやすい福祉情報紙の作成、配布	市の相談窓口に対する情報紙を各課それぞれが作成・配布	各種相談窓口が連携し、よりわかりやすい情報紙を作成	福祉政策課
見やすい福祉のホームページの作成	大津市のホームページに各種福祉情報を発信	大津市のホームページ上で、誰もがすぐに必要な福祉情報にアクセスできるよう工夫し、情報を発信	福祉政策課
広報誌「おつ社協ニュースひまわり」の発行	年3回の自治会回覧と年1回の各戸配布	自治会回覧・各戸配布に加え、店舗や駅等への設置	市社協

1-2 市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握

問題が深刻になる前に的確な相談場所で職員が対応する初期相談を充実するため、相談者が気軽に相談できる環境を整備するとともに、困っている人への訪問を行い、サポートするしくみをつくります。

市が取り組むこと

① 地域で、気軽に相談できる環境（場）を整備します

身近な相談窓口である、市民センターなどを活用し、総合相談ができる環境（場）を整え、専門的な相談にも対応できるように体制の強化を図ります。

主な事業

- 1) 身近で総合的な相談ができる場の検討（市民センターの活用）
- 2) 訪問活動による相談の充実（民生委員児童委員による“愛”の全戸訪問等）
- 3) 子育て相談の充実
- 4) すこやか相談所での相談事業の充実（来所・電話及び学区担当保健師による訪問活動）

② 相談に幅広く対応できる連携体制をつくります

多様な課題や複合的な問題に幅広く対応するため、専門職や関係機関が事例を共有し、検討できるよう、連携体制を構築します。

主な事業

- 1) 保健福祉分野の連携強化（要保護児童対策地域協議会の運営、障害者自立支援協議会の運営等）
- 2) 民生委員児童委員による見守り活動への支援
- 3) 多様な分野との連携強化（生活困窮者自立支援事業における庁内連携会議、地域連携会議等）

市社協が取り組むこと

① 地域に出向き課題の掘り起こし（アウトリーチと地域アセスメント）に努めます

コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター等が支援につながりにくいさまざまな生活課題を受け止めるとともに、地域に出向き課題の掘り起こしや地域のニーズ把握に努めます。

主な事業

- 1) コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等によるアウトリーチ
- 2) 生活困窮者自立支援事業の推進
- 3) 民生委員児童委員によるネットワーク台帳の推進

② 相談機関、関係機関との連携の強化を図ります

初期相談からスムーズに支援へつながるよう、担当職員同士の情報共有をきめ細かく行うとともに、相談機関や関係機関の連携強化を図ります。

主な事業

- 1) 総合ふれあい相談の充実
- 2) 相談機関連絡会の開催
- 3) 高齢者等地域見守りネットワーク事業の推進
- 4) 市民センター等を活用した総合相談会への協力

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問実施率	94.7%	訪問が実施できていない家庭への継続的な見守り及び必要な支援の実施	健康推進課・子育て総合支援センター
すこやか相談所健康相談件数	健康相談 5,822 件	健康相談 5,900 件	健康推進課
心配ごと相談所の開設数	7 箇所	36 箇所に向けて検討	市社協
高齢者等地域見守りネットワーク事業所の拡大	6 事業所	15 事業所	市社協



1-3 相談を受け止め、対応する力の向上

困っている人が安心して相談できる環境づくりのために、初期相談を受ける職員や民生委員児童委員等がしっかり困りごとを受け止め、複雑な問題は専門機関へ確実につなげるよう、対応力の向上を図ります。

市が取り組むこと

① 相談に関わる人々の相談力を高めます

多様化・複雑化する福祉課題に対応するにあたり、まず相談を受け止め、関係部署へ適切につなぐことができるよう、福祉保健関係課等の職員に対し、業務内容を理解し、スキルアップを図る研修を実施します。

主な事業

- 1)福祉保健関係課職員への研修の充実(福祉事務所職員研修、新任研修等)
- 2)身近なところで相談を受けとめる方への研修の充実(市民センター等の職員、民生委員等の研修)

市社協が取り組むこと

① 地域の中での相談力の向上を図ります

困りごとを抱えた方の「SOS」を身近な地域でいち早くキャッチすることができるよう、民生委員児童委員を対象にした相談活動セミナーのほか、傾聴ボランティア講座、福祉委員の研修等を通じて、地域の中での相談力の向上を図ります。

主な事業

- 1)民生委員児童委員への相談活動セミナーの開催
- 2)傾聴ボランティア講座の開催とフォローアップの充実
- 3)福祉委員研修会の開催支援

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
福祉保健関係課職員等への研修	「新任研修」「権利擁護・成年後見制度研修」「専門研修」	相談者が相談を受け止め、適切に担当課へつなげるよう研修内容を充実させるとともに、確実につなげるしくみづくりに取り組む	福祉政策課
民生委員児童委員相談活動セミナー(中級)修了者数	159 名	500 名 (5 年間で)	市社協

1-4 コーディネーション力の高い専門職の充実

多様化・複雑化する相談や課題を解決していくためには専門職の力が不可欠です。生活支援コーディネーターが新たに配置されることにあわせて、コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター等の役割を広く周知し、人と専門職、そして地域を結びつける力を育てます。

市が取り組むこと

- ① コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等が充実するよう支援します

コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーターが課題に対する相談や支援の要として機能するよう、適正な配置を行います。

主な事業

- 1) 専門職の配置支援(コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等)

市社協が取り組むこと

- ① コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等の充実と質の向上を図ります

コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等のコーディネーション力が向上するよう、研修等を充実します。

主な事業

- 1) 研修体制の充実
2) 実践報告の見える化
3) ボランティアコーディネーション力の向上

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
コミュニティソーシャルワーカーの充実への支援	地域福祉活動推進のため、5名のコミュニティソーシャルワーカーを設置	健康福祉7ブロックに専門職を配置し、地域、専門職、団体等のつながりによる福祉課題の解決に取り組めるよう支援する	福祉政策課
研修会への積極的な参加	県社協主催研修へ参加	専門研修会へ参加	市社協

1-5 権利擁護支援の充実

個人としての尊厳が尊重され、その人らしく生きることは当然の権利です。虐待を受け、個人の権利が侵害されないよう、障害のある人への支援や高齢化社会を見据えた権利擁護の取り組みを充実させ、要支援者一人ひとりの権利が守られる体制を整備します。

市が取り組むこと

① 地域の権利擁護体制を整備します

支援を必要とする人が、支援が必要な時に利用することができる体制の整備について、権利擁護サポートセンターを中心に行政や社協、あんしん長寿相談所等との連携を進めます。また、市民後見人の養成を目指して、研修や啓発等を通じて市民参画による権利擁護支援を充実します。

主な事業

- 1) 権利擁護サポートセンターの機能強化と充実
- 2) 市民参画による権利擁護支援の充実
- 3) 関係団体との連携体制の強化
- 4) 職員への専門的サポート体制の充実

② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用を促進します

認知症や知的障害、精神障害などにより福祉サービス利用にかかる契約締結や日常的な金銭管理において、自身で判断することが難しい人でも自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援に取り組みます。

主な事業

- 1) 成年後見利用支援事業の充実(報酬助成・市長申立)
- 2) 地域福祉権利擁護事業の利用支援

市社協が取り組むこと

① その人らしく地域で生活するための権利擁護のしくみづくりに努めます

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用支援を進めるとともに、親族後見人、専門職後見人以外の受け皿を確保するため、法人後見事業を推進し、その人らしく地域で生活するためのしくみが安心して利用できるよう取り組みます。

主な事業

- 1) 地域福祉権利擁護事業の充実
- 2) 法人後見事業の推進
- 3) 生活困窮者自立支援事業の推進(再掲)
- 4) おひとりさま高齢者あんしん事業(仮称)の検討

② 権利擁護関係機関などとの連携強化を図ります

地域の関係団体や事業者同士、市の関係機関、社会福祉協議会等、地域福祉に関わる関係組織が連携し、介護保険や障害福祉事業等の制度間の連携を図り、総合的に地域福祉を推進していきます。

主な事業

- 1) 市社協部門間連携による支援体制の充実
- 2) 専門職間連携による支援体制の充実

市が取り組むこと

③ 虐待の防止と対応の充実を図ります

児童や高齢者、障害のある人に対する虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）など、地域住民の権利を擁護する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。

主な事業

- 1)児童虐待対応の体制強化
- 2)高齢者虐待対応の体制強化
- 3)障害のある人への虐待対応の体制強化(障害者虐待防止センター)
- 4)DV(ドメスティックバイオレンス)対応の体制強化



④ 困難を抱える人々への支援の充実を図ります

生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。また、自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うとともに、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

主な事業

- 1)生活困窮者自立支援事業の推進
- 2)子どもの貧困対策の充実

参 考 指 標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
権利擁護・成年後見制度利用支援件数	1,672 件	2,000 件	福祉政策課
地域福祉権利擁護事業と成年後見事業の一体的な支援(法人後見の受任数)	0 件	20 件	市社協
子どもの居場所づくり活動数(寺子屋プロジェクト)	18 箇所	36 箇所	市社協

1-6 大津市における地域包括ケア体制の構築

すべての市民が、地域でその人らしく生きることができるよう、当事者や介護者を中心として、医療・介護・専門職・ボランティア・地域団体・NPO等の各団体が連携し、課題解決に向けて、切れ目のないサービスが提供できる地域包括ケアを推進します。

市が取り組むこと

① 介護保険制度における地域包括ケアシステムを推進します

複数の福祉的な課題を抱えている当事者や家族などケアを行っている人に寄り添い、医療や介護・介護予防、また、住まいや日常生活の支援など、包括的・継続的に支援していく体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指します。

主な事業

- 1) 地域ケア会議の充実
- 2) あんしん長寿相談所の機能の強化
- 3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備
- 4) ケアをする人を支える体制整備

② すべての市民が必要なケアを包括的に受けられる体制を検討します

子どもや障害のある人、さまざまな困難を抱えた人など、すべての市民が地域社会の一員として暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、切れ目なく一体的に必要なケアを提供できる体制を検討します。

主な事業

- 1) 保健・医療・福祉の連携の検討

市社協が取り組むこと

① 誰もが参加できる地域包括ケアに向けた地域力の向上を目指します

市民や行政、専門職が協力して地域包括ケアに取り組んでいくため、日頃からのつながりを構築し、課題解決へのサポートが得られるよう、地域力の向上を目指します。

主な事業

- 1) 生活支援体制整備事業の充実
- 2) 生活支援コーディネーターの充実と協議体の開催
- 3) あんしん長寿相談所との連携

② 地域での助けあい、支えあい活動の把握と連携の充実に努めます

市民と専門職同士、また、市民と専門職等のネットワークを強化し、困難を抱えている人に必要な支援を提供できるよう、地域での助けあい、支えあい活動を把握するとともに、生活支援におけるコーディネート機能を充実します。

主な事業

- 1) 地域での助けあい、支えあい活動の充実と居場所づくりの推進

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地域包括ケアシステムにおける第2層（保健福祉7ブロック）協議体の設置	0箇所	7箇所	長寿政策課
介護サービス情報公表システムによる社会資源の発信	0件	300件	市社協

基本目標 2

一人ひとりが生きる力を 高めあい支えあえる 地域コミュニティづくり



「学区社会福祉協議会が行う寺子屋プロジェクトの様子」

現状・課題

○地域福祉を推進していくためには、市民が地域のさまざまな課題に気づき、その解決に向けた方法を学ぶことが必要です。また、家庭や学校と連携して子どもの頃から福祉教育に取り組み、地域の中で協力して住みよいまちづくりを進め、お互いさまの気持ちで助けあえる力を育てることが大切です。

○自主防災組織において、日常的に地域のコミュニケーションを図り、防災訓練の実施や防災マップの作成・活用を進めるとともに、地域の団体や施設との連携、中高生や大学生といった人材の確保に向けたしくみづくりが求められています。

○小地域における身近な相談、見守り活動の要となる自治会や学区社会福祉協議会の取り組みが重要です。活動参加者や担い手の確保など、福祉活動が活性化するよう、新たな取り組みや体制づくりが重要です。

重点項目 2 生活困窮者自立支援事業の推進

平成 27（2015）年 4 月に施行された生活困窮者自立支援事業に基づき、経済的困窮に陥った方、地域や社会から孤立している方への支援や子どもの貧困対策等に取り組むと同時に、一人ひとりの受援力を高め、助けあえる地域づくりを進めています。

これまでの活動を活かし広げること、地域や当事者の力を借りながら、協働と連携により支援を進めること、相談者自身の力を活かし、一人ひとりにあった支援を行うことが大津市の取り組みの特徴として挙げられます。

今後も、地域福祉の視点で地域のネットワークを活かし、支援の輪を広げながら、生活困窮者自立支援事業を推進します。

包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

居住確保支援

…再就職のために住居の確保が必要な者

就労支援

…就労に向けた準備が必要な者 等

緊急的な支援

…緊急に衣食住の確保が必要な者

家計再建支援

…家計から再建を考える者

子ども支援

…貧困の連鎖の防止（子どもの学習支援）

その他の支援

…関係機関・他制度による支援
民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

資料：生活困窮者自立支援制度について 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 平成 27 年 7 月 資料より

■大津市における生活困窮者支援

ネットワーク型の支援・伴走型の支援

生活困窮者自立支援事業は、支援に関わる組織・団体の持ち味やノウハウを活かし、協働と連携により進めます。

また、相談者一人ひとりの思いに寄り添いながら、伴走型の支援を行います。

地域の力を支援につなげる取り組み

事業所・企業等の協力により、就労に向けたステップアップの場として就労体験や中間的就労を推進します。

また、今日明日食べるものがない状況で相談に来られた方に、地域から寄せられた食料等をお渡しするなど、ひとりの課題を地域の課題とし、支えあうしくみを広げます。



一人ひとりの生きる力を高める居場所づくり

子どもが信頼できる大人や若者に出会う機会となるよう、学区社会福祉協議会やNPO、ボランティアの力で学習支援とあたたかい居場所づくりを進めます。

当事者サロンでは、気軽に話せる仲間をつくり、「孤立からの脱却」につなげるとともに一歩前へ進む自信を育てます。



2-1 福祉学習の推進

一人ひとりが、かけがえのない人間として、いつまでも尊厳をもって生きることができ、お互いを認めあい、理解しあえるよう日頃から地域で支えあうことができるまちを目指します。

市が取り組むこと

① 福祉学習の場を広げます

福祉に対する関心を高めるとともに、福祉の担い手の裾野を拡大するため、さまざまな機会を通じて福祉学習を展開し、市民の思いやりの心を育み、福祉の意識を醸成します。

主な事業

- 1) 出前講座の充実
- 2) 教育機関等における総合的な福祉教育の推進
- 3) 市社協との連携による福祉学習の充実



市社協が取り組むこと

① 新たな福祉学習の開発に努めます

個別のニーズに対応したプログラムを提案します。また、子どもの頃から福祉体験ができるよう、福祉教育担当者の情報交換会や社会福祉施設での受け入れについて調整を図ります。

主な事業

- 1) 学校、企業、福祉施設と連携した福祉学習メニューづくり
- 2) 当事者の声を届けるプログラムづくり

② 地域の中で福祉を学べる場を増やします

身近な地域で福祉学習ができる機会として、福祉のまちづくり講座を学区社協で開催し、地域の力を活用した福祉学習の場づくりを推進します。

主な事業

- 1) 地域の力を活用した福祉学習の場づくり

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地域福祉に関する出前講座の充実	実施回数 0 件	出前講座のメニューを再検討するとともに、周知方法の見直しなど、活用機会を増やす取り組みの検討・実施	福祉政策課
福祉学習メニューの充実と担い手の育成	福祉用具を使った体験や当事者による講話の実施	地域福祉をテーマにした学習メニューづくりや福祉学習を実施する担い手の育成	市社協

2-2 生きる力を育む場づくり

一人ひとりが、生きる力を高めあう関係をつくるのが、まちづくりに主体的に関わるために必要となります。支援を必要としている人が自ら「SOS」を発信できる地域の雰囲気づくや周囲がそれに応じて支援できる関係づくりが構築されるよう、活動や学習の機会を提供するとともに、生活支援コーディネーターなど、専門職の活動を充実します。

市が取り組むこと

① 地域のニーズに応じた新たな活動を推進します

公的な福祉サービスでは対応できない地域のニーズに対応するため、地域住民が主体となる支援活動の充実を図ります。また、地域住民が支援者となり、日頃の助けあいが地域で展開されるよう、地域活動の充実を図ります。

主な事業

- 1) 地域での子育て支援事業の実施(つどいの広場事業・子育てステーション事業)
- 2) 子どもの学習支援事業(生活困窮者自立支援事業)の充実



市社協が取り組むこと

① 一人ひとりの受援力を高めるとともに、地域で助けあえる関係づくりを進めます

「自分のことは自分でする」という考えが、悩み事を抱えたときには「人に頼ることは恥ずかしい」という要因になってしまい、孤立化にもつながることが考えられます。一人ひとりが自己責任ではなく、普段から「助けて」と言いあえる関係づくりを進めます。

主な事業

- 1) 当事者サロン・グループ支援の推進
- 2) 子どもの学習支援事業(生活困窮者自立支援事業)の充実
- 3) ファミリーサポートセンターの会員の拡充

② 地域のニーズにあわせた新しいしくみをつくります

支えあい、見守りは実際には各地域で行われている取り組みです。それぞれの地域で手助けや気遣いの気運を高め、お互いに地域での生活を支えていけるよう、地域に応じた活動づくりを支援します。

主な事業

- 1) 地域での助けあい、支えあい活動の充実と居場所づくりの推進

参 考 指 標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地域での子育て支援事業の充実	つどいの広場来場者数 148,632 人 子育てステーション参加者 10,909 人	つどいの広場来場者数 152,000 人 子育てステーション参加者 13,500 人	子育て総合支援センター
子どもの学習支援事業	中3学習会 1 箇所 トワイライトステイ 3 箇所 寺子屋プロジェクト 18 箇所	中3学習会 3 箇所 トワイライトステイ 6 箇所 寺子屋プロジェクト 36 箇所	生活福祉課・市社協
ファミリーサポートセンター会員数	1,953 人	2,522 人	市社協



2-3 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化

市内 36 学区にはそれぞれ学区社協、地区民生委員児童委員協議会が組織されるとともに、福祉委員がすべての学区に配置されており、市民自らが参加する支えあい・助けあいなどの活動を進めて行くうえで大きな役割を担っています。しかし、地域のつながりが希薄化する中で、自治会加入者や担い手が減少しているため、小地域における福祉活動が活性化するように、基盤強化を図ります。

市が取り組むこと

① 学区社協の活動が充実するよう支援します

学区社協の活動として市民が主体となって展開される、ふれあいサロン、ふれあい給食サービスなどの活動に対し、市社協を通して支援するなど、「この地域に住んで良かった」と思えるまちづくりに協力します。

主な事業

- 1)学区社協活動への支援及び協力
- 2)福祉委員の活動への協力

② 自治会等の活性化を支援します

これまで、自治会加入案内チラシを配布し、自治会加入の促進を図ってきました。今後も、地域における身近な相談、見守り機能としての自治会活動がより活性化するように、さまざまな取り組みを通じて支援を行います。

主な事業

- 1)自治会への加入促進
- 2)自治会等活動への支援

市社協が取り組むこと

① 学区社協の運営と活動への支援を行います

学区社協において、地域のニーズを地域で考え、課題を解決していくことができるよう、学区社協地域福祉活動計画の作成及びそれに基づく活動を支援するなど、地域福祉活動の基盤づくりを行います。

主な事業

- 1)学区社協の基盤強化
- 2)学区社協地域福祉活動計画作成支援

② 福祉委員の役割の明確化を図ります

福祉委員は身近な地域でのサロン活動や見守り・声かけ、支えあい活動の中心となり、自治会と学区社協とのつなぎ役を担っています。今後も福祉委員の役割や位置づけ、民生委員児童委員との関係を明確にするとともに、あり方について検討を行います。

主な事業

- 1)福祉委員のあり方の検討

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
自治会等活性化への支援	大津市自治連合会等と連携しながら、自治会への加入促進を図る	自治会等の活性化を目的とした、新たな取り組みを検討する	自治協働課
学区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定学区数	3 学区	36 学区	市社協

2-4 災害時にも強い支援体制づくり

普段から地域住民のつながりを強化し、平常時から緊急時まで、どんな時でも安全・安心の支えあいが発揮できるまちづくりを目指します。また、災害ボランティアについては、中高生や大学生が地域活動に取り組むきっかけとするなど、若い力をまちづくりに活かすしくみづくりに取り組みます。

市が取り組むこと

① 災害時にも支えあえるしくみをつくり ます

地域の自発的な防災活動に関する事項を定めた「地区防災計画」の策定や地域が主体となって実施する防災訓練への支援など、各地域における自主防災組織等とその他の地域団体とが連携し、地域で災害時に支えあえるしくみを築いていきます。

主な事業

- 1) 自主防災組織における防火防災訓練の実施
- 2) 自治会の防火防災体制の整備
- 3) 常設災害ボランティアセンターへの支援
- 4) 地域による地区防災計画の策定促進

市社協が取り組むこと

① 常設災害ボランティアセンターの充実 を図ります

非常時の被災者支援活動を円滑に進めるため、平常時から各種団体との連携を強化するとともに、ネットワークを構築し、調査・研究、訓練を継続的に行うなど、非常時にセンターの機能が速やかに発揮できるよう取り組みます。

主な事業

- 1) 現地災害ボランティアセンターの支援
- 2) 災害拠点・倉庫・備品等の整備
- 3) 大津市災害ボランティアネットワークの充実



② 地域の力を活かした災害時の体制づくりに努めます

大学や企業、福祉施設等との連携を図り、人材や知識、情報などの資源を活用し、安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを目指します。

主な事業

- 1) 大学との災害協定の締結
- 2) 大学のボランティア・NPO活動センター、中高生との連携
- 3) 企業、福祉施設等との連携

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地区防災計画策定数	0 学区	36 学区	危機・防災対策課
災害ボランティア事前登録数	0 人	300 人	市社協

基本目標 3

新しい参加とつながりを 生み出すしくみづくり



「ボランティア活動の様子」

現状・課題

○生活課題が多様化・複雑化する中で、ボランティアやNPOの活動は地域での課題解決に重要な役割を担っており、活動の輪を広げていくことが重要となっています。しかし、地域の関わりの希薄化などを背景に、こうした役割を担う人材が少なくなっており、一人が複数の役割を担うなど負担が大きくなっています。新たな福祉の担い手や活動の中心となるリーダーを育成・コーディネートし、地域福祉活動の充実を図ることが必要です。

○市社協ボランティアセンターや市民活動センターがボランティア活動の拠点として市内全域をカバーしていますが、学区やブロックといった圏域で利用できる身近な拠点が求められており、各施設の機能を見直しながら、場の確保と運営にかかる職員配置等を検討する必要があります。

○地域課題の解決を図るための支援やコーディネートは、市社協の専門的知識やノウハウが不可欠であり、市社協の役割として期待されているところです。協働の取り組みを進めるうえでは、教育や産業等と連携して、施設や人材などの資源を活用しながら関わる人々が相互に良い学びや成果を得ることができるような体制づくりが必要です。

重点項目 3 新たな参加を生み出すボランティアセンターの取り組み

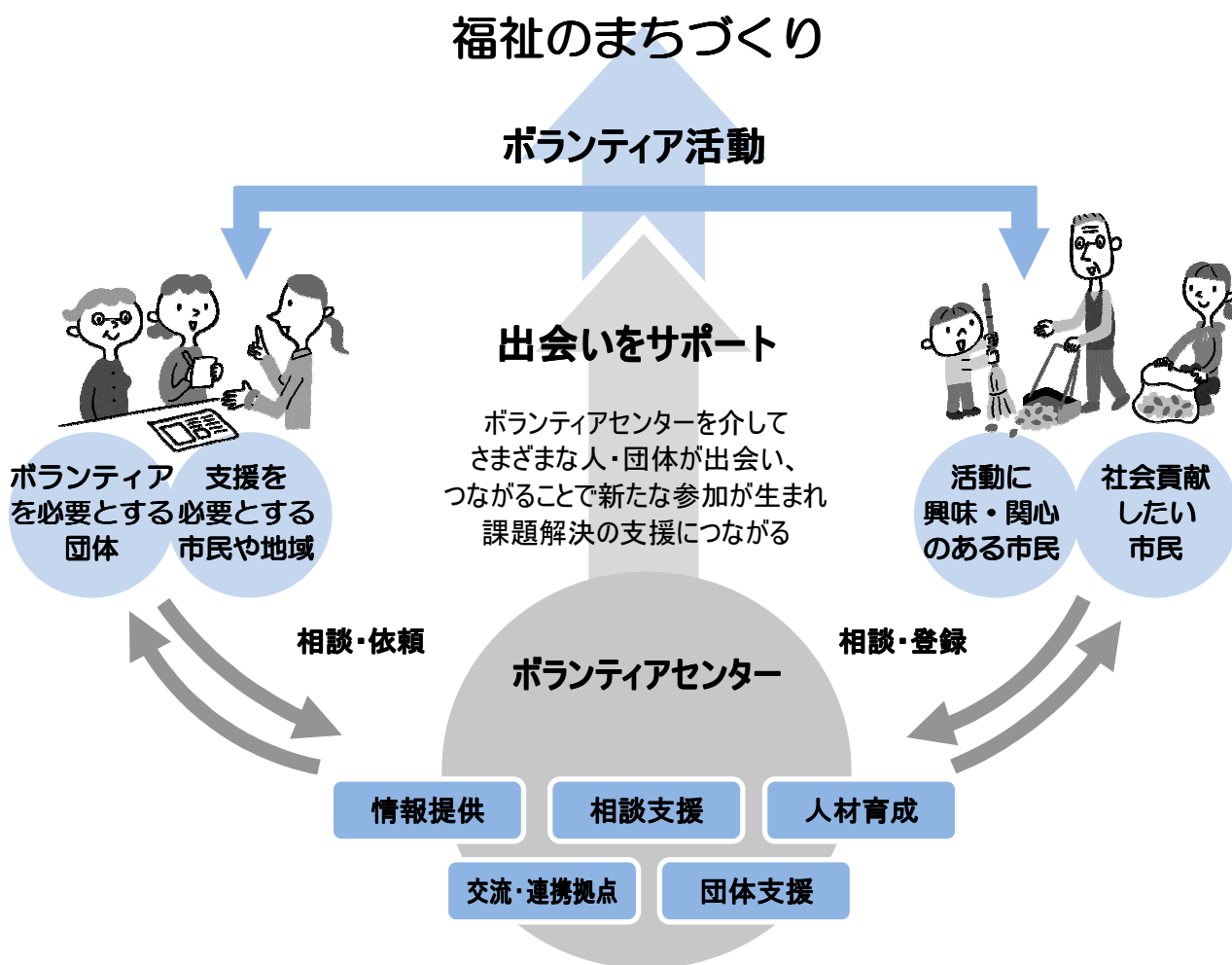
少子・高齢化や子どもの貧困問題、地域の関わりの希薄化など、生活課題が多様化・複雑化する中で、地域での課題解決の担い手として期待されるボランティア・市民活動の分野でも、活動者の固定化や高齢化、若年層の不足、関心はあるが行動につながらないなどの課題を抱えています。

平成 27（2015）年には、介護保険制度の見直しが行われ、多様な主体による助けあい活動や生活支援サービスの拡充を市町村が実施する総合事業に位置づけることが盛り込まれ、これまで以上に新たな担い手の確保や育成が求められています。

ボランティアセンターは、「地域に拓かれた存在」として、地域や新たな社会的課題の解決に向けて、既存のボランティアを含めた新たな活動者を発掘・育成するとともに、地域の支えあう関係やつながりの再構築を基盤に、多様な主体が協働して地域の生活課題の解決に取り組めるようネットワークづくりに取り組みます。

また、ボランティアセンターの相談機能を強化し、地域や個人からのあらゆる相談を受け止め、支援につなげる体制づくりに取り組みます。

■ ボランティアセンター機能のイメージ



3-1 ボランティアやNPO活動の推進

地域活動を継続していくには、地域における「拠点」や「集まるきっかけ」が必要です。今後活動拠点として、市社協ボランティアセンター、市民活動センターの機能の充実を図るとともに、地域に身近な場所としての市民センターを活用するなど、ボランティアやNPOなどがより活発に活動できるよう支援します。

市が取り組むこと

① ボランティアやNPOの活動の場を充実します

ボランティアセンターの運営にかかわる体制の整備を図るほか、団体間の連携を支援するなど、コーディネート機能を強化します。また、市民活動センターや市民センターなど、協働の活動の場所として充実を図ります。

主な事業

- 1)市社協ボランティアセンターの支援
- 2)市民活動センターの機能の充実
- 3)子育て応援団等支援事業の充実

市社協が取り組むこと

① 市社協ボランティアセンターの機能の充実に努めます

多様化するボランティアニーズに対応するため、幅広い視点や連携のもと、相談援助機能の充実やボランティアリーダーの育成など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

主な事業

- 1)ボランティアセンター運営委員会の推進
- 2)学区ごとのボランティア調整・相談機能の検討



② ボランティアやNPOとの連携の場をつくれます

地域で展開される活動は、人や団体がつながっていくほか、「思いがけない活動」や「楽しい活動」に発展していくことが期待できます。今後も、地域で活動している人や団体が活動を通じて多様な「つながり」をつくることできるよう、連携・交流の場づくりを推進します。

主な事業

- 1)ボランティア交流会の開催
- 2)市民活動センター等との連携
- 3)ボランティア基金の活用

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
市民活動フェスタへの参加団体数	20 団体	30 団体	自治協働課
ボランティアセンターへの登録団体数	129 団体	200 団体	市社協

3-2 新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進

地域福祉を充実させ、より一層推進していくためには、地域の「人」の力が最も重要です。団塊世代向けの講座や大学生などの若者を巻き込んだ取り組みを展開し、地域活動の人材として定着するような働きかけを行うことで、新たな担い手の拡大を図ります。

市が取り組むこと

① 誰もが参加しやすい場づくりを進めます

誰もが、気軽に活動に参加できるよう、ボランティアセンターや市民活動センター等において参加しやすい場づくりを進めるとともに、活動のスタートを支援します。また、情報発信を行うことで、地域活動への理解と関心を深め、参加促進を図ります。

主な事業

- 1)市社協ボランティアセンターの支援(再掲)
- 2)市民活動センターの機能の充実(再掲)
- 3)ファミリーサポートセンターの支援
- 4)地域の子育て自主サークルの応援
- 5)協働提案制度パワーアップ・市民活動応援事業の実施

市社協が取り組むこと

① 退職シニアの参加促進を図ります

ボランティアなどの地域福祉活動に興味を持ちながら実践に結びついていない市民を掘り起し、サラリーマンや団塊・シニア世代が、地域福祉の担い手として活躍できるよう、参加機会の拡充や継続的な支援を充実します。

主な事業

- 1)退職シニアへのボランティア活動の啓発
- 2)ファミリーサポートセンターの会員の拡充(再掲)
- 3)ボランティア講座の開催

② 若者の参加促進を図ります

中高生や大学生などにボランティア活動や地域活動に参加する機会を提供するとともに、地域への愛着を醸成するなど、まちづくりの活性化を目指します。

主な事業

- 1)若者向けのボランティアプログラムの開発

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
ボランティア講座の開催	市民を対象にした講座の実施	テーマ別・年齢別の講座の実施	市社協

3-3 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

地域では、自治会をはじめとするさまざまな団体や市民が協力しあい、地域に根ざしたまちづくり活動を進めています。人や団体の新しいつながりにより、複雑な課題を解決し、新たな活動を生み出す取り組みを推進します。

市が取り組むこと

① 住民自治組織・各種団体等との連携を図ります

身近な地域において、安心していつまでも住み続けることができるよう、地域における各種団体が課題を共有し、連携するとともに、地域住民が自発的・主体的に地域活動に参画できるよう、よりよい住民自治のしくみづくりを進めます。

主な事業

- 1) 社会の状況や地域の実情に応じた豊かな住民自治のしくみづくりの検討
- 2) 福祉施設連絡会の支援

市社協が取り組むこと

① 学区社協地域福祉活動計画作成を通してつながりを広げます

学区社協や地域で活動するさまざまな団体、福祉関係者などの参加により、地域の問題解決や活動のさらなる発展を図るため、全学区での地域福祉活動計画の策定を目指します。また、策定過程で学区内の課題を共有し、地域福祉活動への参加の拡大を目指します。

主な事業

- 1) 学区ごとの懇談会等の開催支援

② 社会福祉施設・団体・事業所との連携を図ります

地域福祉の実践に取り組む社協には、新たな福祉ニーズに積極的に取り組むことが期待されています。特に、支援を必要としている人と支援者、また、団体と団体等を調整し、つなぐ役割が求められていることを重視し、社会福祉施設・団体・事業所との連携を推進します。

主な事業

- 1) 新たな会員制度と福祉施設連絡会の開催
- 2) 滋賀の縁創造実践センターへの参画
- 3) 子どもの学習支援と居場所づくり
- 4) 福祉施設ボランティアコーディネーター養成講座の開催



参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
新たな地域自治組織の設立	検討	試行	自治協働課
福祉施設連絡会参加施設数	0 箇所	200 箇所	市社協

3-4 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

地域福祉で展開されている活動の多くが「協働」の取り組みと言えます。行政と市民、各種団体、事業所等がともに学び、活動することで、つながりや連携の輪を広げ、個々の活動が市全体の活動に広がるよう、協働に向けた取り組みを充実します。

市が取り組むこと

① 協働に向けた体制の充実を図ります

各種関係者や機関などが課題について学びあい、情報交換・共有を進め、協働の意識醸成を図るとともに協働を進めるための場や機会を整備し、実効性のある体制づくりを進めます。また、職員や市民が「協働」の理念や考え方を共有し理解を深めるための研修を実施します。

主な事業

- 1)協働の意識醸成(市民・市民団体、事業者、職員)
- 2)協働のノウハウを共有し、スキルを習得する機会の設置
- 3)協働が生まれるきっかけとなる場の整備、充実

② 協働で取り組む事業を進めます

日頃の活動を通じて、時代のニーズに応じた新たな「協働」を生み出し、取り組みの幅を増やすなど、多くの課題を解決していける活動を展開します。また、取り組みが地域主体で継続して展開されるよう、相談等の支援を行います。

主な事業

- 1)協働提案制度テーマ型提案事業の実施
- 2)大津市高齢者等見守りネットワーク事業の推進
- 3)生活困窮者自立支援事業における就労体験・訓練等の場の拡大

市社協が取り組むこと

① 社会福祉法人との連携と支援に取り組みます

支援が必要な高齢者や障害のある人、子育て家庭等へ、適切な支援策を見出すため、市内社会福祉法人とのネットワークを構築します。また、地域支援と専門支援を融合した多職種間による地域福祉推進力の拡大を図ることにより、新しい日常生活支援のあり方を検討します。

主な事業

- 1)公益的な取り組みの連携と推進
- 2)社会福祉法人への支援

② 大学との連携を図ります

大学との連携・協働の機会を充実するため、学生や市民が活動情報の取得や相談等を気軽にできるよう、大学との連携の強化を図ります。

主な事業

- 1)地域福祉を学ぶ大学生の参加促進



市社協が取り組むこと

③ 企業などとの連携による取り組みを進めます

団体や関係施設が、企業の社会貢献活動の展開や地域福祉活動に参画できるよう、民間活力と連動した地域福祉の推進を図ります。

主な事業

- 1) 企業の社会貢献活動とNPO団体とのネットワークの場づくり
- 2) 企業と地域活動をつなぐしくみづくり

参考指標

事業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
連携・協働が生まれるための円卓会議等の開催	検討	実施	自治協働課
協働による活動を促進するための公共施設等の活用	実施	拡充	自治協働課
地域福祉活動と大学生の協働	ボランティアとして参加依頼	地域福祉事業の企画・運営へ参画	市社協